

# 青森県報

第五百三十九号

令和四年  
十一月二十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による介護機関の指定.....(健康福祉課).....一
- 右 同.....(同).....一
- 右 同.....(同).....一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....(同).....二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定.....(同).....二
- 右 同.....(同).....二
- 飼料の試験の結果の概要.....(畜産課).....三
- 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正.....(水産振興課).....三
- 漁船保険付保義務の発生.....(下北地域県民局).....四
- 農用地利用配分計画の認可.....(構造政策課).....四
- 都市計画の変更案の縦覧.....(都市計画課).....四
- 右 同.....(同).....五

## 告

## 示

### 青森県告示第六百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

り、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社丸大サクラキ薬局	青森市三内字玉作二の七二	ハッピー調剤薬局青森鰺ヶ沢舞戸店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸七の二	令 和 四 ・ 六 ・ 一
居宅療養管理指導		居宅療養管理指導		

### 青森県告示第六百三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社丸大サクラキ薬局	青森市三内字玉作二の七二	ハッピー調剤薬局青森鰺ヶ沢舞戸店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸七の二	令 和 四 ・ 六 ・ 一
介護予防居宅療養管理指導		介護予防居宅療養管理指導		

### 青森県告示第六百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

り、介護扶助のための介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防・日常生活支援事業者	名 称	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	平川市柏木町 藤山一六の一
介護予防・日常生活支援	介護予防生活支援の種類	介護予防生活支援の種類 Aサービス型
	名 称	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 Aサービス型 うぐいす
介護予防・日常生活支援事業所	所在地	平川市碓ヶ関 三笠山一三〇の一
	指 定 年 月 日	令和 三・四・一

青森県告示第六百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第六項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防・日常生活支援事業者	名 称	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	平川市柏木町 藤山一六の一
介護予防・日常生活支援	介護予防生活支援の種類	介護予防生活支援の種類 第一号通所事業
	名 称	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 通所介護事業所
介護予防・日常生活支援事業所	所在地	平川市碓ヶ関 三笠山一二〇の一
	廃 止 年 月 日	令和 四・三・三

青森県告示第六百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名 称	株式会社丸大 サクラキ薬局
	主たる事務所の所在地	青森市三内字 玉作二の七二
居宅介護事業所	居宅介護事業の種類	居宅療養 管理指導
	名 称	ハッピー調剤 薬局青森鰯ヶ 沢舞戸店
指 定 年 月 日	所在地	西津軽郡鰯ヶ 沢町大字舞戸 七の二 町字下富田五
	指 定 年 月 日	令和 四・六・一

青森県告示第六百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	介護予防事業者
	主たる事務所の所在地	介護予防事業所
指 定 年 月 日	名 称	介護予防事業所
	指 定 年 月 日	指 定 年 月 日

株式会社九大 サクラヤ薬局	青森市三内字 玉作二の七二	介護予防 居宅療養 管理指導	ハッピー調剤 薬局青森 沢舞戸店	西津軽郡鰺ヶ 町大字舞戸 町下富田五 七の二	令和 四・六・一
------------------	------------------	----------------------	------------------------	---------------------------------	-------------

青森県告示第六百八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）

第五十六条第一項の規定により令和四年九月八日及び同年十月十二日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチアロ印ブローラー肥育後期 用配合飼料 R純和鶏クローラーE x P	4. 9	粗たん臼質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 TDN、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の9	同左	ニチアロ印種豚飼育用配合飼料 ニチアロ印種豚 用配合飼料 W F え つ け	4. 9	粗たん臼質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・フロン ハーブF O 真健仕上E X M α	4. 10	粗たん臼質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・フロン フキッド後期E X P	4. 10	粗たん臼質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24の8	同左	フアイード・フロン 日配レイヤA中期	4. 10	粗たん臼質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、リン、 ME、水分	無

青森県告示第六百九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

四の2中青森市第一加入区の項を次のように改める。

青森市第一加入区

青森市漁業協同組合の地区のうち、大字内真部、大字清水、大字前田、大字奥内、大字瀬戸子、大字飛鳥、大字西田沢、大字新城及び本町二丁目区域

四の2中青森市第二加入区の項を次のように改める。

青森市第二加入区

青森市漁業協同組合の地区のうち、大字油川、大字三内、大字大野、小柳三丁目及び大字羽白の区域

四の2中青森市第三加入区の項を次のように改める。

青森市第三加入区

青森市漁業協同組合の地区のうち、合浦二丁目、港町

一丁目、港町二丁目、港町三丁目、佃二丁目、古川二

丁目、青柳二丁目、大字茶屋町、造道一丁目、造道二

丁目、八重田二丁目、八重田二丁目及び千刈一丁目の

区域

四の2中青森市第四加入区の項を削る。

四の2中青森市第五加入区の項を次のように改める。

青森市第五加入区

青森市漁業協同組合の地区のうち、原別一丁目、原別

二丁目、原別四丁目、原別五丁目、原別六丁目、原別

八丁目、大字矢田前及び柴町一丁目の区域

青森県告示第六百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡東通村大字岩屋字往来一〇〇の一 下北郡東通村大字岩屋字往来八九の三 下北郡東通村大字岩屋字往来一三七	岩屋
角本 正春 相馬 功 三國 勲	

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年十一月二十一日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
株式会社ヤマウチファーム	弘前市	弘前市大字独狐字笹元一〇二の四ほか八筆
株式会社ヤマウチファーム	弘前市	弘前市大字独狐字笹元一〇二の三ほか七筆
大森 慎悟	三沢市	三沢市大字三沢字上野一二二ほか一筆
石久保 斉	上北郡六ヶ所村	三沢市大字三沢字庭構六二二九ほか三筆
成田 勝敏	上北郡七戸町	上北郡七戸町字放森三六の二四
気田 節子	上北郡六戸町	上北郡六戸町大字大落瀬字柳沢九〇の一九七ほか一筆
平 明義	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町深沢平八の二二
沢野 健一郎	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町深沢平六一五の一ほか一筆

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり青森都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

青森都市計画区域における道路に関する都市計画（三・三・七号中央大通り荒川線、三・四・二号西滝新城線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

なし

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、青森市都市整備部都市政策課

四 縦覧期間

令和四年十一月二十二日から同年十二月五日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、東北都市計画区域における道路に関する都市計画を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり東北都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、知事に意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

東北都市計画区域における道路に関する都市計画（三・四・十一号南町中央線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 除かれる土地の区域

上北郡東北町大字上野字南谷地及び山添の各一部

2 追加される土地の区域

なし

三 縦覧場所

青森県国土整備部都市計画課、東北町企画課

四 縦覧期間

令和四年十一月二十二日から同年十二月五日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一  
番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円